

(別添)

平成 17 年度及び平成 18 年度国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果
(概要)

1 調査の目的

「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画」に基づき、我が国の農産物の栽培農家における農薬の使用状況及び産地段階における農産物への農薬の残留状況を把握し、農薬のリスク管理に係る施策の企画立案のための基礎資料を得るとともに、調査結果に基づく所要の指導を通じて、農薬の適正使用の推進を図り、農産物の安全の確保を図ることを目的とする。

なお、食品衛生法に基づく残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（ポジティブリスト制度）の施行（平成 18 年 5 月 29 日）前後における農薬の使用状況及び残留実態を比較するため、平成 17 年度及び平成 18 年度の調査結果をとりまとめた。

2 使用状況調査

(1) 調査方法

平成 17 年度は野菜、果実及び茶の農産物販売農家 4,256 戸、平成 18 年度は穀類、大豆、野菜及び果実の農産物販売農家 4,002 戸を対象とした。地方農政事務所等が農薬使用状況等記入簿を配布し、農家に農薬の使用状況を記帳して頂き、農産物の出荷時期に農薬使用記録簿を回収した。農薬使用記録簿に記帳された内容を基に、使用された農薬の適用農作物、使用量又は希釈倍数、使用時期及び使用回数の確認を行った。

(2) 調査結果（概況）

<平成 17 年度>（別表 1）

調査対象とした 4,256 戸の農産物販売農家のうち 4,238 戸（99.6 %）の農家は適正に使用していることが認められた。18 戸については、以下のような不適正使用が認められた。

① 不適正な使用の主な事例

- ア 使用できない作物へ誤って使用した事例（4 件）
- イ 使用量又は希釈倍数が適切でなかった事例（4 件）
- ウ 使用時期を誤って使用した事例（8 件）
- エ 使用回数を誤って使用した事例（4 件）

② 不適正な使用が多く認められた作物

だいこん、ねぎ

<平成 18 年度>（別表 2）

調査対象とした 4,002 戸の農産物販売農家のうち 3,991 戸（99.7 %）の農家は適正に使用していることが認められた。11 戸については、以下のような不適正使用が認められた。

① 不適正な使用の主な事例

- ア 使用できない作物へ誤って使用した事例（３件）
- イ 使用量又は希釈倍数が適切でなかった事例（３件）
- ウ 使用時期を誤って使用した事例（３件）
- エ 使用回数を誤って使用した事例（２件）

② 不適正な使用が多く認められた作物

だいこん、にんじん、きゅうり

（参考）

調査年度	調査農家数	農薬の 総使用回数	不適正使用 のあった 農家数	不適正使用のあった農家のうち			
				誤った作物に 使用した 農家数	誤った使用量 又は希釈倍数 で使用した 農家数	誤った時期に 使用した 農家数	誤った回数で 使用した 農家数
平成15年度	3,820	26,599	80 (2.1%)	25 (0.7%)	—	21 (0.5%)	43 (1.1%)
16	3,881	32,704	29 (0.7%)	5 (0.1%)	5 (0.1%)	9 (0.2%)	11 (0.3%)
17	4,256	39,215	18 (0.4%)	4 (0.1%)	4 (0.1%)	8 (0.2%)	4 (0.1%)
18	4,002	42,071	11 (0.3%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	2 (0.0%)

注）①平成 18 年度は従来の野菜及び果実に加え、米穀、小麦及び大豆も調査対象とした。

②平成 15 年度は、使用量又は希釈倍数について調査対象外。

3 農薬残留状況調査

（１）調査方法

①試料点数

都道府県に農産物販売農家数を勘案しつつ、平成 17 年度は 656 点（野菜及び果実（648 点）、茶（８点））、平成 18 年度は 1,586 点（穀類及び豆類（295 点）、野菜及び果実（1,291 点））の試料点数を調査対象として配分した。

②試料採取方法

２の使用状況調査を実施した農家のうち、試料の提供及び残留農薬の調査実施の了解を得られた農家が生産した出荷段階の農産物を調査対象試料とし、穀類及び豆類は、無作為に採取して合成縮分の上 1 kg 以上、野菜及び果実は、無作為に 5 個以上かつ合計重量が 2 kg 以上、茶は、荒茶 200 g 以上となるよう採取した。

③分析方法

<平成 17 年度>

ア 分析対象農薬

野菜及び果実並びに茶に適用がある農薬のうち、分析機関で精度管理が確立した農薬を選定した。

イ 分析法

(ア) 野菜及び果実

多成分一斉分析法

磨砕均一化した試料からアセトニトリルで抽出した溶液を濃縮及び精製したものを分析用溶液とし、ガスクロマトグラフィー質量分析計（GC-MS）又はフォトダイオードアレイ検出器付き高速液体クロマトグラフ（HPLC-PDA）を用いて分析した。

アセフェート及びメタミドホス試験法

アセフェート及びメタミドホスについては、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法」（平成 16 年 1 月 24 日付け食安発第 124001 号厚生労働省医薬食品局安全部長通知）の別添の第 2 章の 12 及び 16 に定められた各農薬の試験法を用いて分析した。

ジスルホトン（エチルチオメトン）試験法

ジスルホトンについては、「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件第 1 号イの環境大臣の定める基準」（昭和 48 年 7 月 24 日付け環境省告示第 46 号）の 2 の（38）に定められたジスルホトン試験法に準じて分析した。

(イ) 茶

試料に 100℃の水を加え 5 分間抽出した溶液を濃縮及び精製したものを分析用溶液とし、GC-MS 又は HPLC-PDA を用いて分析した。

<平成 18 年度>

ア 分析対象農薬

各調査対象農産物に使用が確認された農薬のうち、分析法及び精度管理等が確立した農薬を選定した。

イ 分析法

「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である試験法について」（平成 17 年 1 月 24 日付け食安発第 0124001 号厚生労働省医薬品食品局食品安全部長通知）の別添の第 2 章（一斉試験法）及び第 3 章（個別試験法）に定められた試験法及び精製溶媒に一部修正を加えた試験法を用いて分析した。

④定量限界

各農薬ごとに残留基準値の 10 分の 1 以下となるよう設定した。（別表 3 及び 4）

⑤精度管理

代表的な作物と農薬の組合せで添加回収試験を実施した。試料に含まれる共存物質の影響があった一部の組合せで回収率は 60 ～ 130 %、その他の回収率は 70 % ～ 120 % の範囲であった。

(2) 調査結果（概況）

＜平成 17 年度＞（別表 5）

野菜及び果実 648 点並びに茶 8 点の試料のうち、定量限界以上の農薬が検出された試料は、合計 193 点（のべ点数）であったが、残留農薬基準又は登録保留基準を超過する事例は認められなかった。

＜平成 18 年度＞（別表 6 及び 7）

穀類及び豆類 295 点並びに野菜及び果実 1,291 点の試料のうち、定量限界以上の農薬が検出された試料は、合計 489 点（のべ点数）であった。

定量限界以上の農薬が検出された 489 点の試料のうち、488 点は食品衛生法に基づく残留農薬基準以下であったが、大豆において、イソキサチオンの残留農薬基準である 0.05 ppm を超過する試料が 1 点（0.08 ppm）あった。

この基準値が超過した大豆について、生産段階における農薬の使用状況等を調査した結果、さや等に残留していた本有効成分が脱穀時に付着したことが基準値超過の原因と考えられた。このため、イソキサチオンの大豆生育期における使用を適用から削除（平成 19 年 7 月）するとともに、脱穀時の取扱いについて、再度注意喚起を行った。当該大豆は、食用として流通していないことが確認されている。

(3) 調査結果を受けた対応

- ①不適正な使用のあった農家に対し、地方農政事務所等及び都道府県が農薬の適正使用の徹底を図るよう指導した。
- ②今回の調査結果を都道府県に通知するとともに、農家等使用者に対して改めて農薬の適正使用の周知徹底を図るよう要請した。また、都道府県等における農家等に対する農薬の適正使用の指導等に活用するため、平成 19 年度も調査を実施した。平成 20 年度以降も本調査を継続する。
- ③平成 19 年度以降も調査対象の農産物に使用が確認された農薬を分析し、作物残留の傾向を把握する。
- ④調査内容は、これまでの調査結果をもとに改正する。